

(平成21年6月17日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件

茨城国民年金 事案 782

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年1月から48年7月まで
② 昭和52年4月から同年6月まで
③ 昭和52年10月から56年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和45年1月から48年7月までの期間、52年4月から同年6月までの期間及び同年10月から56年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間の保険料については、納税組合を通じて納付しており、夫が国民年金に加入していた時は一緒に保険料を納付していた。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は3か月と短期間である上、申立人は、その夫と一緒に保険料を納付していたと主張しているところ、事実、その夫に係る申立期間②の保険料については納付済みとなっていることから、申立人に係る申立期間②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

2 一方、申立期間①について、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和48年6月19日から同年7月1日までの間と考えられ、この時点では、申立期間①の一部については時効により保険料は納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、その夫と一緒に保険料を納付していたと主張しているが、その夫に係る申立期間①の保険料も未納となっている。

さらに、申立期間③の保険料について、申立人は、3か月おきに納税組合を通じて納付したと主張しているが、申立期間は42か月（14回）に及んでおり、納税組合の瑕疵によって保険料納付記録が消失したとも考え難い。

加えて、申立期間③の保険料を納付したことを見示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間③の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城厚生年金 事案 417

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を 41 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 9 年 6 月 30 日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A 社で勤務していた期間のうち、平成 8 年 4 月 1 日から 9 年 6 月 30 日までの期間に係る標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。社会保険庁の記録では、標準報酬月額は 9 万 2,000 円となっているが、実際にもらっていた給与は月額 42 万円ないし 43 万円であったので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る社会保険庁のオンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 10 年 2 月 21 日より後の日付である同年 5 月 8 日に、8 年 4 月 1 日から申立人の資格喪失日である 9 年 6 月 30 日までの標準報酬月額が 41 万円から 9 万 2,000 円に引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時は B 部の部長であったが、同じく B 業務を担当していた申立期間当時の事業主の息子と同様に、申立期間当時の A 社に係る経営について、事業主が独断で行っていたと主張している上、申立期間当時の取締役の一人は、当時、役員会議を一度も開催したことないと証言していることから、同社の社会保険事務については事業主が行っていたものと推認できる。

さらに、平成 9 年 3 月まで A 社の経理事務を担当していたとする同僚は、申立期間当時、社会保険料の滞納が数回あったと証言している上、申立期間当時、同社と契約していた税理士は、同社は平成 7 年ころより、社会保険料を滞納していたと思われるとする旨の証言をしている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要と認められる。

茨城国民年金 事案 783

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 28 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和 51 年 12 月ころに国民年金に任意加入し、61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者の資格を取得するまでの間、継続して保険料を納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の住所地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び申立人が保管する年金手帳により、申立人は、昭和 60 年 4 月 16 日に国民年金被保険者資格を喪失し、61 年 4 月 1 日に国民年金第 3 号被保険者資格を取得したことが確認できるが、申立期間については、共済組合員との婚姻（昭和 49 年 3 月）による合算対象期間（カラ期間）であり、被保険者資格を有しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立内容に不合理な点が認められる。

また、申立人の国民年金第 3 号被保険者該当届は、昭和 61 年 5 月 31 日に申立人の居住地を管轄する A 町役場（当時）に提出され、社会保険事務所において、同年 7 月 11 日に処理手続が行われていることが確認でき、仮に、申立人が申立期間について、国民年金に任意加入している場合、同年 4 月中に第 3 号被保険者についての該当手続が行われているべきであることから、申立期間について、継続して保険料を納付していたとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付したことを行うかがわせ

る事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことを行うかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 784

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月から53年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和48年12月から53年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間の国民年金保険料については、昭和54年ころの町の広報で知った特例納付制度により一括して納めたので、未納とされていることに納得がない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を自宅の新築費用の残金で納付したと主張しているが、申立人が自宅を新築したのは昭和53年10月であり、国民年金に加入した1年8か月前であることから、申立内容が不自然である。

また、申立人は、申立期間の保険料として約30万円を納付したと主張しているが、同金額については、後日、申立人が金融機関の年金相談に訪れた際に聞いた金額を主張したものであることが確認できたことから、申立人の記憶に曖昧さがみられる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを見示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらぬ。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 785

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月から48年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和44年11月から48年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間当時は、浪人期間も含め学生であったにもかかわらず、納税組合長から国民年金への加入を勧められ、母が、加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していた。自分でも一度だけ、納税組合長宅に税金と一緒に保険料を納めに行った記憶がある。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間については国民年金被保険者資格を有しておらず(申立期間のうち、昭和45年4月から48年3月までの期間については、学生であることによる合算対象期間(カラ期間)である。)、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立期間の大半については、国民年金の任意加入期間であるため、さかのぼって保険料を納めることはできない。

さらに、申立人は、その母が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付したこと示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その母も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 786

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 16 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

起業するために昭和 57 年 8 月 21 日付けで退職し、国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料については、A 市役所から届いた納付書により、A 市役所又は銀行において納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 8 月 21 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失後、A 市役所において国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間については国民年金被保険者資格を有しておらず、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人の妻は、申立期間前後の期間について、厚生年金保険被保険者との婚姻（昭和 43 年 11 月）による合算対象期間（カラ期間）であったが、申立期間については、本来であれば申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴い国民年金被保険者となるべきところ、同資格を有してはおらず、申立人の退職後、申立人のみ国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことではないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付したことを行うかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを見示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことを行うかがわせる事情

も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 418

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 11 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 6 月 15 日から 29 年 8 月 7 日まで

社会保険事務所に船員保険の加入記録を照会したところ、A 漁船に乗船していた昭和 28 年 6 月 15 日から 29 年 8 月 7 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

船員手帳に雇入年月日及び雇止年月日が明記されているので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳（写し）から、申立人が申立期間当時に B 氏が所有する A 漁船に乗船していたことは確認できるものの、申立期間に船員保険料を事業主により給与から控除された事實を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務局が管理する船舶所有者名簿によると、船員手帳（写し）に記載されている A 漁船の船舶所有者である「B 氏」及び C 海事事務所が管理する船舶原簿見出簿に記載された船舶所有者である「D 氏」は、船員保険の適用を受けていたことが確認できない。

さらに、船員手帳（写し）に A 漁船の船長として記載されている E 氏に照会したところ、その妻から、A 漁船は船長である E 氏とその兄である B 氏の共同所有であった旨の証言が得られたことから、「E」名義による船員保険適用の有無を調査したが、同氏名義による船員保険の適用も確認できなかった。

加えて、E 氏の妻は、申立人に係る申立期間当時の船員保険の適用に関する具体的な記憶が無い上、申立期間当時に A 漁船に乗船していた同僚二人のうち、存命中の一人に照会したところ、申立期間当時、A 漁船は船員保険の適用を受けていなかった旨の証言が得られ、事実、死亡している同僚も含め、いずれの

者についても申立期間中に船員保険に加入した記録は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 419

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 19 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 2 年 3 月 1 日から 4 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A 社で勤務していた平成元年 6 月 20 日から 4 年 3 月 31 日までの期間のうち、2 年 3 月 1 日から 4 年 3 月 31 日までの標準報酬月額が事実に反して大幅に引き下げられていることが判明した。この処理には納得がいかないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る社会保険庁のオンライン記録により、申立期間について、申立人の標準報酬月額に係る記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 4 年 3 月 31 日より後の日付である同年 4 月 8 日に、2 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日までの標準報酬月額は 41 万円から 8 万円に、同年 8 月 1 日から 4 年 3 月 31 日までの標準報酬月額は 53 万円から 8 万円に、それぞれ引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

一方、A 社の商業登記履歴事項全部証明書により、申立人は、平成 3 年 11 月 20 日に同社の取締役に就任し、標準報酬月額の遡及訂正及び処理が行われた 4 年 4 月 8 日には同社の取締役であったことが確認できる。

また、申立期間当時の A 社の代表取締役に照会したところ、申立期間当時、A 社は厚生年金保険料を滞納しており、代表取締役をはじめとする役員の標準報酬月額をさかのぼって引き下げることで、滞納保険料を精算する旨の提案を受け、了解した旨及び標準報酬月額の遡及訂正処理について役員会において申立人の同意を得た旨の証言が得られた。

さらに、申立期間当時の同僚は、A 社では時々役員会が開催されており、申

立人も役員会に出席していたと証言しており、申立人は自身の標準報酬月額が引き下げ訂正されることについて承知していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 420

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年 生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 12 月 10 日から 29 年 12 月 11 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 社に勤務していた昭和 28 年 12 月 10 日から 29 年 12 月 11 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間については、A 社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に勤務していた申立期間について厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険庁のオンライン記録により「A 社」及び類似の名称の事業所を検索したところ、「A 社」については、全国で 3 社が該当したもの、3 社共に申立期間中には厚生年金保険の適用事業所ではなく、所在地も申立人が主張する B 県ではないため、申立人が勤務した事業所とは考え難く、類似の名称の事業所についても、確認することができなかった。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶していない上、事業主の名前についても明確な記憶は無いため、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する証言を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 421

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年 生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 10 月から 30 年 10 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 社に勤務していた昭和 28 年 10 月から 30 年 10 月までの期間について、記録が無かつた旨の回答を受けた。

申立期間については、A 社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に勤務していた申立期間について厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立期間に係る社会保険事務所が管理する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚を含め、住所が判明した同僚 10 人に照会したところ、8 人から回答が得られたが、いずれも「当時のことは分からぬ」旨の回答であり、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言を得ることはできない。

加えて、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人が名前を挙げた同僚二人 (B 氏、C 氏) の加入記録は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。